

## 社外取締役の「重要な兼職」先との関係性記載基準

「重要な兼職」先と当社との関係の記載(会社法施行規則第 124 条第 1 項)については社外取締役の独立性が確認できるよう、以下に従って内容を具体的に記載する。

1. 当社グループと兼職先との間に何らかの取引、提携、共同研究等の関係があり、兼職先に対し対価性・報酬性のある金銭または寄付金を支払うか、または兼職先からそれらの金銭を当社グループが受取っている場合  
⇒関係性を記載するほか、その対価、報酬または寄付金について実際の金額、またはその比率(当社から兼職先への支払については「売上原価、販売費および一般管理費」に占める比率を記載し、兼職先から当社に対する支払については「売上高」に占める比率)を記載
2. 上記 1. に該当し、かつ、当該取引が社会インフラにかかわるサービスの利用に限られる場合(電気、水道、郵便、公共交通機関等)  
⇒「特記すべき関係はありません」と記載
3. 当社グループと兼職先との間に何らかの取引、提携、共同研究等の関係があり、対価性・報酬性のある金銭または寄付金の授受がない場合  
⇒関係性のみを記載(「共同研究を行っております」等)
4. 当社グループと兼職先との間に、何らの取引、提携、共同研究等の関係がない場合  
⇒「特記すべき関係はありません」と記載
5. 現事業年度および過去 9 事業年度において、当社と兼職先とが社外取締役の相互就任の関係がある場合  
⇒現任者同士であるか、現任者と退任者であるか、退任者同士であるかの区別、退任者の在任時期および当該相互就任による特記すべき関係の有無等の状況を記載

以 上